

令和6年3月8日
航空局航空事業課

「羽田発着枠配分基準検討小委員会」を開催します

2025年以降の羽田空港の発着枠配分の考え方について検討を行うため、羽田発着枠配分基準検討小委員会を開催します。

羽田空港の使用許可(航空法第107条の3)については、令和7年(2025年)1月に5年の期限が到来することとなっております。

このため、これまでの発着枠の使用状況等を確認するとともに、2025年夏期ダイヤ以降の羽田空港の発着枠配分に関する考え方について検討を行うべく、交通政策審議会航空分科会「羽田発着枠配分基準検討小委員会」を開催することといたしましたので、お知らせいたします。

記

- 日時：令和6年3月14日(木)13:30～15:00
- 場所：国土交通省第3号館11階特別会議室
- 議題：各航空会社の羽田発着枠の使用状況や取組の確認 等
- 委員：別紙参照
- 取材等：本小委員会は報道関係者に限り、会場での傍聴及び冒頭のみ撮影が可能です。希望される方は、3月13日(水)12時までに、以下の通りメールにてご連絡ください。なお、会場の都合により、傍聴は1社1名とさせていただきます。
件名：【カメラ撮り・傍聴希望】羽田発着枠配分基準検討小委員会
本文：氏名(ふりがな)、ご所属、連絡先(電話・Mail)
※傍聴、冒頭カメラ撮りごとに参加を希望される全ての方を記載願います。
送付先：hqt-aviation-shouiiinkai★gxb.mlit.go.jp
※送信の際は「★」記号を「@」に置き換えてください。

○配付資料及び議事概要については、後日、国土交通省のホームページにて公開予定です。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s304_haneda2024.html

<お問い合わせ先>

航空局 航空ネットワーク部 航空事業課 安江、三浦、本田
電話 03-5253-8111(内線 48512、48516)、03-5253-8706(直通)

<傍聴・カメラ撮り登録先>

航空局 航空ネットワーク部 航空事業課 本田、中田
電話 03-5253-8111(内線 48516、48517)、03-5253-8706(直通)